

令和7年度事業報告

本法人は、公共の福祉の増進に寄与するため、有線テレビジョン放送事業（以下「事業」という。）を通じ、受信障害を受けている方々が等しくテレビジョン放送の効用を最大限享受できるよう努めるとともに、事業の安全かつ継続・安定的な運営を確実なものとするため、令和7年度においては、令和6年度に引き続き人材育成をはじめ、有線テレビジョン放送施設（有線一般放送の業務に用いられる有線放送設備（有線テレビジョン放送等を行うための機械、器具、線路その他の工作物をいい、以下「設備」という。）が設置されている建築物、構造物等をいい、以下「施設」という。）の管理運用、施設の使用、受信障害の解消等に関し、次のとおり各種業務に取り組みました。

1 施設の管理運用

施設の管理運用については、職員の技術及び技能の向上、経費の節減等に資するために設備の工事その他調査等はできる限り直営で行う方針の下、次のとおり本法人の中心的業務に取り組みました。また、設備の故障等による放送事故の発生に際しては、その時間を最小限に止めるなど円滑かつ的確な処置を行いました。

- (1) 有線テレビジョン放送の受信品質の確保及び安定運用を図る次に掲げる保守点検作業（設備の目視及び測定による点検作業並びにこれに関連する補修工事をいう。）及び設備改修工事（本年度の施設の設備改修計画に基づく工事及び経年変化等による機器更新工事をいう。）を計画的に実施しました。

ア 保守点検作業

- ① 目視点検作業：全35施設（予備の6受信点を含む。）
- ② 測定点検作業：全35施設（予備の6受信点を含む。）
- ③ 補修工事：240件

イ 設備改修工事

- ① 清洲南及び味美北施設の各一部：光送信機の電源ユニット 13台
- ② 丸の内施設：無停電電源装置のバッテリー 1台

- (2) 施設の移設等工事（その調査を含む。）については、次に掲げるものを実施しました。

ア 外部依頼によるもの

- ① 丸の内施設：
 - i 線路設備（同軸・光ファイバーケーブル）の移設工事 2件
 - ii 名古屋市の無電柱化計画に伴う地下埋設の事前調査 3件
- ② 太閤及び七宗施設：線路設備（光ファイバーケーブル）の移設工事 4件
- ③ 清洲南及び上社施設：線路設備（同軸ケーブル）の移設工事 3件

- ④ 柴田施設：名古屋市の無電柱化計画に伴う地下埋設の事前調査 1件
- ⑤ その他電柱支障移設等に伴う線路設備の移設工事 28件及び線路設備の防護カバーの取付け・取外し工事 215本

イ 内部事情によるもの

- ① 清洲南及び七宗施設：機械設備（同軸ケーブル）の張替工事 2件
- ② 港楽施設：線路設備（タップオフ）の交換工事 1件
- ③ 伊勢山施設：線路設備（近隣施設との統合）の調査・設計 1件
- ④ その他電柱支障移設等に伴う線路設備の移設工事 114件及び線路設備の防護カバーの取付け工事 33本

ウ 外部要因による臨時・偶発的に発生したもの

- ① 丸の内施設：
 - i 管路設備の補修工事 1件
 - ii 線路設備（同軸ケーブル）の補修工事 3件
- ② 笠寺、岩塚及び鳥居通施設：線路設備（同軸ケーブル）の補修工事 3件
- ③ 七宗施設：線路設備（光ケーブル）の補修工事 1件

(3) 事業の環境変化等に対応するため、次に掲げる取組を推進しました。

ア 設備の高度化の取組

- ① 本年度の整備計画に基づき、機械設備及び線路設備等について、同軸ケーブルを光ファイバーケーブルに切り替えるF T T H化工事を行いました。

i 機械設備

- (ア) 清洲南施設の一部：センター内の光切替器の設置 2台
- (イ) 山田西施設：B S アンテナの更新 1基

ii 線路設備

- (ア) 清洲南施設の一部：幹線の架渉 約50km
- (イ) 山田西施設：幹線の架渉 約15km
- (ウ) 丸の内施設の一部：幹線の架渉 約2km

iii 引込・宅内切替

- (ア) 清洲南施設の一部：引込線の架渉 278件
- (イ) 丸の内施設の一部：引込線の架渉 209件及び宅内切替 346件

- ② F T T H化施設の5箇年整備計画の見直し及びその予算額の修正算出

イ 施設の最適化の取組

現在有線テレビジョン放送の用に供されていない山田東施設をはじめ、計4施設の各一部の線路設備等の撤去を実施（幹線72ルート、引込線15本及び受信点3箇所）

- (4) 大規模災害その他緊急事態発生への備えについては、機械設備の故障等に対する

初期動作の円滑かつ的確な対応に資するため、次に掲げる訓練等を実施しました。

- ア 定期災害訓練：役職員対象に発災時の安否確認訓練（災害伝言ダイヤル）
- イ 緊急事態発生訓練：放送事故（機器故障、物損事故）に対する緊急招集訓練
- ウ 合同災害訓練：相互協力に関する協定に基づく公益財団法人京阪神ケーブルビジョンとの合同災害訓練（大阪府）

2 受信障害の解消

受信障害の解消については、地域社会に寄与する重要な業務であり、テレビジョン放送の受信に関し次に掲げる取組を実施しました。

(1) 受信相談の取組

テレビジョン放送の受信に関して困っている地域住民の方々からの電話等による受信相談に丁寧に対応するため、執務時間内における職員による対応（平日午前8時30分から午後5時15分まで）及び執務時間外における外部委託による対応（平日午後5時15分から翌日午前8時30分まで及び土日祝日常時）をそれぞれ行い、令和7年度においては、次に掲げる内容の受信相談件数がありました。

- ア 受信に関する内容 285件
- イ 施設使用の契約に関する内容 847件
- ウ 工事に関する内容 92件
- エ その他の内容 14件

(2) 受信対策の取組

テレビジョン放送の受信に関して困っている地域住民等の方々から受けた電話等による受信相談に対し次に掲げる受信対策を実施しました。

- ア 受信状況の訪問調査 133件
- イ 受信方法の改善の提案 116件
- ウ 受信対策の工事 59件

(3) 受信障害発生事案の取組

- ア 愛知施設の一部放送の受信品質劣化に伴い、新たな受信点設備の設置を行いました。
- イ その他受信障害に関する情報収集に努めるとともに、昨年度に引き続き豊田施設の受託管理契約を継続しました。

3 施設の使用

施設の使用については、使用契約に関する重要な業務であり、次に掲げる取組を実施するほか、令和7年度末の使用世帯数は、令和6年度末に比べ1,096世帯減少し、26,027世帯でした。

- (1) 同時再放送サービス提供約款の一部改正(令和5年4月1日施行。以下「契約約款」という。)に関して、次の取組を実施しました。
 - ア 施設の使用料(以下「使用料」という。)の値上げの影響について、契約の解約の動向その他施設別等の契約数及び世帯数の把握等を行いました。
 - イ 新規契約希望者(再契約する者を含む。)には、契約約款の使用料等の概要及び同時再放送サービス提供申込書の記載事項の内容をはじめ、宅内引込線の設置工事の費用、使用料の口座自動振替による支払い方法等の内容について、丁寧な説明を行いました。
- (2) 施設の維持管理契約の期間が満了する個人(3施設の各一部)及びテレビ共聴組合の契約関係者に対し戸別訪問等を積極的に行い、施設使用継続の確保及び新規契約の締結に努めました。
- (3) 使用料等の請求・収納業務の合理化を図るため、昨年度に引き続き、施設使用者に対し口座自動振替への移行を働きかけました。

4 業務体制の構築等

業務体制の構築等については、各種業務に的確かつ柔軟に対応できる体制を構築する方針の下、次に掲げる事業関係及び法人管理関係の取組を実施しました。

- (1) 事業関係の取組
 - ア 職員の技能向上対策
外部訓練施設の使用及びO J Tによる工事技能研修等の実施
 - イ 安全衛生の環境整備
 - ① 現場作業等における安全意識の定着化のための高頻度な安全衛生教育の実施
 - ② 事故防止のための定期的な安全衛生・運転教育の実施
- (2) 法人管理関係の取組
 - ア 内規の整備
給与実施細則の一部改正
 - イ 技術部職員の募集活動
 - ① ホームページ、ハローワーク及び民間求人サイトの活用
 - ② 人材派遣型マッチングサービスの情報収集
 - ウ 資金運用の実施
資金運用規程及び理事会承認の計画に従い、安全性・流動性を確保した債券等の入れ替え及び購入
 - エ 情報処理システム・ツールの導入及び改善等
 - ① サーバー障害を契機に課題を把握し、復旧・バックアップ整備と運用体制の見直しを実施

- ② 情報機器・運用状況を点検し、課題の整理・可視化を行い、次年度のシステム改善計画を策定

5 法人の運営体制の充実を図るための取組

本法人の評議員及び理事については、有線テレビジョン放送事業の実施及び法人運営を円滑かつ適正に推進することを目的として、電気業、情報通信業、製造業、広告業、金融業、学識経験者等の多様な分野から選定することとしています。

さらに、本法人の運営方針及び事業内容に対する理解の深化を図るため、新たに就任した役員等に対しては、事業の概要、運営上の課題、今後の方向性等について、個別に説明の機会を設けています。

6 理事会及び評議員会の開催

(1) 理事会

ア 令和7年度第1回理事会（決議の省略） 令和7年4月18日

〈理事長提案事項〉

- ① 理事2名の推薦の件
- ② 監事1名の推薦の件
- ③ 令和7年度第1回評議員会への提案の件
- ④ 本提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされる日

イ 令和7年度第2回理事会 令和7年5月29日

第1号議案 令和6年度事業報告の件

第2号議案 令和6年度決算の件

第3号議案 理事推薦の件

第4号議案 令和7年度定時評議員会開催の件

ウ 令和7年度第3回理事会（決議の省略） 令和7年7月18日

〈理事長提案事項〉

- ① 理事1名の推薦の件
- ② 令和7年度第3回評議員会への提案の件
- ③ 本提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされる日

エ 令和7年度第4回理事会（決議の省略） 令和7年9月17日

〈理事長提案事項〉

- ① 評議員1名の推薦の件
- ② 令和7年度第4回評議員会への提案の件
- ③ 本提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされる日

オ 令和7年度第5回理事会（決議の省略） 令和7年11月19日

〈理事長提案事項〉

- ① 評議員 1 名の推薦の件
- ② 令和 7 年度第 5 回評議員会への提案の件
- ③ 本提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされる日

カ 令和 7 年度第 6 回理事会 令和 8 年 3 月 1 9 日

- 第 1 号議案 令和 8 年度事業計画の件
- 第 2 号議案 令和 8 年度予算の件
- 第 3 号議案 令和 8 年度における資金の運用執行方針及び計画の件
- 第 4 号議案 事業内容の件

(2) 評議員会

ア 令和 7 年度第 1 回評議員会（決議の省略） 令和 7 年 5 月 7 日

〈理事長提案事項〉

- ① 理事 2 名の補欠選任の件
- ② 監事 1 名の補欠選任の件
- ③ 本提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる日

イ 令和 7 年度定時評議員会 令和 7 年 6 月 1 3 日

- 第 1 号議案 令和 6 年度事業報告の件
- 第 2 号議案 令和 6 年度決算の件
- 第 3 号議案 理事補欠選任の件

ウ 令和 7 年度第 3 回評議員会（決議の省略） 令和 7 年 8 月 8 日

〈理事長提案事項〉

- ① 理事 1 名の補欠選任の件
- ② 本提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる日

エ 令和 7 年度第 4 回評議員会（決議の省略） 令和 7 年 1 0 月 1 日

〈理事長提案事項〉

- ① 評議員 1 名の補欠選任の件
- ② 本提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる日

オ 令和 7 年度第 5 回評議員会（決議の省略） 令和 7 年 1 2 月 9 日

〈理事長提案事項〉

- ① 評議員 1 名の補欠選任の件
- ② 本提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされる日

令和7年度事業報告の附属明細書

令和7年事業年度においては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する附属明細書に記載すべき「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しておりません。